

Title	法令文の構造的書き換え
Author(s)	宇野, 真人
Citation	
Issue Date	2012-03
Type	Thesis or Dissertation
Text version	author
URL	http://hdl.handle.net/10119/10423
Rights	
Description	Supervisor: 島津 明, 情報科学研究科, 修士

修 士 論 文

法令文の構造的書き換え

北陸先端科学技術大学院大学
情報科学研究科情報科学専攻

宇野 真人

修了年月:2012年3月

修士論文

法令文の構造的書き換え

指導教官 島津明 教授

審査委員主査 島津明 教授
審査委員 白井清昭 准教授
審査委員 東条敏 教授

北陸先端科学技術大学院大学
情報科学研究科情報科学専攻

1010009 宇野 真人

提出年月: 2012年2月

概要

法令文書を対象とする言語処理として、法令文書を論理式へ変換や法令文の理解支援をする研究などが行われている。法令文の言語処理には、法令文の要件・効果構造を解析し、その論理構造を抽出する必要がある。しかし、法令文の要件・効果構造は複数の要件・効果を持つため、1文が長く複雑になり、それが解析の精度や可読性を下げる原因となっている。要件・効果構造が複数の要件と効果から構成されているとき、要件部の各要件と効果部の各効果を明示的に示すことにより、解析や読解が容易になると考える。

そこで本研究では、法令の規則的な表現により文を構成する要素に分け、要素をその役割により4タイプに分類し、格解析によるゼロ代名詞の補完と要件を示す埋め込み文の要件化を行って、要件や効果が明示的になるように法令文を構造的に書き換える方法を示す。

目次

第1章	はじめに	1
第2章	関連研究	3
2.1	法令文の可読性向上	3
2.2	法令文の解析・論理式化	3
第3章	法令文の構造的書き換え	6
3.1	法令文の構造的書き換え	6
3.2	構造的書き換えをする上での問題点	8
3.2.1	ゼロ代名詞	8
3.2.2	埋め込み文	9
第4章	構造的書き換え処理	11
4.1	システム概要	11
4.2	法令文の分割	13
4.2.1	法令文の構成要素	13
4.2.2	埋め込み文の分割	15
4.2.3	名詞句「AのB」の埋め込み文の分割	16
4.3	構成要素の合成	18
第5章	実験と評価	20
5.1	埋め込み文要件化の実験	20
5.2	ゼロ代名詞補完の実験	22
5.3	議論	24
5.4	再実験	25
第6章	おわりに	27
6.1	まとめ	27

6.2 今後の課題	27
付録A 法令文分割パターン	33
付録B 合成アルゴリズム	34
付録C システム出力例	35
C.1 ゼロ代名詞補完テスト出力	35
C.2 埋め込み文の要件化テスト出力	44
C.3 その他	64

目 次

2.1	法令文の標準構造 [8]	3
2.2	法令文論理式化システムの概要 [1]	5
2.3	箇条書きの処理 [2]	5
2.4	参照表現の処理 [2]	5
2.5	主文と従文の関係と論理構造 [3]	5
3.1	要件効果構造のラベル付き国民年金法第十九条	7
3.2	国民年金法第十九条の要件・効果	7
3.3	法令文の構造的書き換え	7
3.4	主題のゼロ化	9
4.1	構造的書き換えシステムの処理の流れ	12
4.2	構成要素内における係受け制約	13
4.3	埋め込み文の分割	16
4.4	被修飾語が「A の B」の埋め込み文 1	17
4.5	被修飾語が「A の B」の埋め込み文 2	17
4.6	構成要素の格解析と格判定	18
4.7	構成要素の合成	19

表 目 次

4.1	構成要素のタイプと分割パターン	14
5.1	埋め込み文の要件化結果	20
5.2	ゼロ代名詞補完結果	22
5.3	埋め込み文の要件化結果 - 再実験 -	26
5.4	ゼロ代名詞補完結果 - 再実験 -	26
5.5	精度と再現率の比較	26

第1章 はじめに

法令とは、社会における活動、手続き、組織やその構造を規定するものであり、我々はその法令に従って社会活動を送っている。現在、社会の電子化が進み、行政手続きも法令に基づいて情報システム上で行われるようになってきている。このような電子社会においては、法令が適切に作られ、情報システムが法令に基づいて正しく構築される必要がある。そのためには、情報科学の技術を用いて、法令の作成、解析、保守などを支援することが考えられる。

また社会に大きな問題が生じた場合にも、我々はそれに対処するべく法令を整備する。2011年に起きた東日本大震災では、震災後さまざまな震災関連の法令が制定され、その甚大な被害に対処する法的準備を整えている。2001年アメリカで起こった9・11テロ事件においても、捜査権限の拡大などを規定する愛国者法を中心として、国内、国外に向けたさまざまなテロ関連法案が整備された。このような事態には、迅速に欠陥のない法令の作成が求められる。

21世紀COEプログラム「検証進化可能電子社会」において、法令工学という学問が提案された。法令工学とは、情報科学の手法を用いて、法令文書の作成や変更、法令実働化情報システムの構築を系統的に行う学問である[4]。法令工学では、法令を我々の社会を規定する仕様書であると考え、法令間での論理的矛盾や不整合の存在を検査、検証することにより安心な電子社会の実現を目指すことを目的としている。

法令工学における言語処理の役割として、法令文書の論理構造を解析し、論理形式に置き換えることが挙げられる。そのためのシステムとして、中村ら[1]によって法令文を論理式化に変換するシステムが開発されている。このシステムは、法令文の論理構造を解析して各部位を原子式に変換し、格解析などを行って、全体の論理式を生成するものである。しかし、法令文中で格要素の省略（ゼロ代名詞）や要件の埋め込みなどが起こり、法令文の論理構造が複雑になると、曖昧さが生じ、解析精度を下げる原因となっている。

また、法令文は一般の人が読んで容易に理解できることが望まれるが、必要な要件を詳細かつ明確に記述するために長く複雑になり、その論理構造の理解は容易でない。田島[5]は『法令の読解法』において、複雑な条文を読む技術として、法令の図表化や単純化、

併置される用語への着目などを挙げている。法令の読解にこのような技術が必要とされる点からも、法令文の難読さが伺える。そのため言語処理によって法令文の可読性の向上させ、法令の理解を支援することも法令工学の役割である。

法令文の論理式化にせよ読解支援にせよ、法令文の論理構造を解析し、明確に示すことでその後の処理が容易になると考える。そこで本研究では、法令文を構造的に書き換え、複数の要件・効果として明示する手法について提案する。

本研究では、法令文の要件・効果を明示するに当たり、以下のような処理を行う。

- 法令文を要件・効果を構成する要素に分ける複数の要件と効果を明示するには、法令文を何処かで分割しなければならないが、法令文においても動詞の格要素が省略される現象（ゼロ化）のため、単純な分割では項が欠落する。本研究では、法令文をまず要件・効果を作る構成要素に分割する。分割は、一般文より厳密な意味で用いられる読点と、その直前の表現パターンが適切と考え、表現パターンによりその構成要素を役割別に分類する。
- 分割した構成要素を合成して要件・効果文を生成するために、係り受けの制約などを考慮した合成アルゴリズムを提案する。格フレーム辞書を用いて要素同士の格関係により要素同士の組み合わせを判定する。

本論の構成は次の通りである。2章では関連研究、3章で構造的書き換えとその問題点について述べる。4章で法令文の構成要素への分割と合成して要件・効果文を生成する手法について述べる。6章で提案手法の実験・評価を行い、7章でまとめと今後の課題を述べる。

第2章 関連研究

2.1 法令文の可読性向上

島津 [6] は，国民年金法の分析に基づき，条文の要件効果の論旨を明確にし，条文の可読性を向上させるための書き換え規則を示している．[6] では，10 個の要件効果の表現に係わる規則以外にも，四則演算を数式で表すなど，7 個の文の表現に係わる規則を挙げている．山田 [7] は，法令文の可読性向上のために，文を主題や条件などのセグメントごとに分類して改行や色分けなどを行う表示法を示している．

2.2 法令文の解析・論理式化

田中ら [8] は，法律条文の言語処理のために法律条文の生成機構を分析し，法令文が，その条文の規定する権利・義務関係などの内容を示す部分（効果部）と，それらが成立する条件を示す部分（要件部）とで構成される述べ，法令文の標準構造を示した（図 2.1¹）．

江尻，北田，信岡，中村ら [9, 10, 11, 1] は，田中らの「要件・効果構造」に基づき，法令文に論理式を変換するシステムを開発した．このシステムは，形態素解析 [12]，構文解

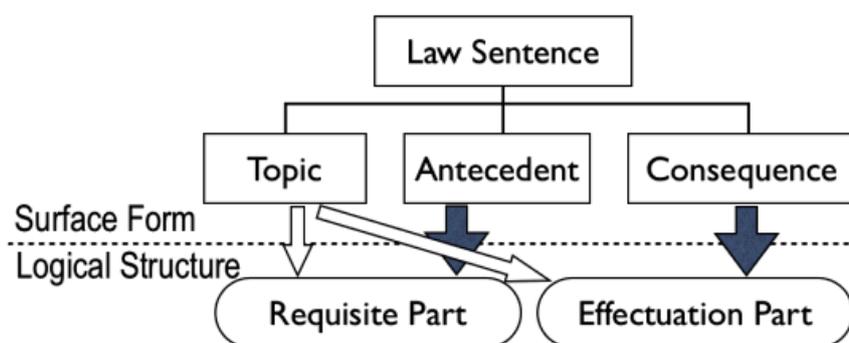


図 2.1: 法令文の標準構造 [8]

¹図 2.1 は [8] と同じではない．[8] では効果部をさらに対象部，内容部，規定部に分けている．

析 [13] の結果に基づき，手がかり語により法令文を条件部と効果部に分割し，各部分の格解析を行って原子式に変換し，法令文全体の論理式を出力する．法令文の格解析には，13 都府県の 366 条項の 818 文から述語とそれに係る名詞との関係を抽出し，517 種類の述語を登録した格フレーム辞書を構築して用いている．格フレーム辞書には，述語には複数の格フレームがあり，一つの格フレームに対しても複数の格スロットがある．

格フレーム

= (格スロット₁ , ..., 格スロット_l)

格スロット

= (深層格, 表層格, 意味カテゴリー,
((例₁ 頻度₁)... (例_n 頻度_n)))

格解析は，格要素と格スロットの照合度合いをスコア付けし，各格スロットのスコアを足して，格フレームと格要素列との照合度合いを求めている．そして，格スロットに含まれる深層格によって，述語と名詞の意味的關係が出力される．

木村 [2] は，箇条書きや参照表現がある条文を論理式化する手法を提案している．箇条書きに対しては，キー表現を認識し，各条件と置き換えることで，単独で意味をなす文にしている (図 2.3)．参照表現に対しては，参照先の文から置き換える要素を抽出し，参照表現と置き換えている (図 2.4)．

Minh [14] らは，機械学習を用いた要件効果構造の解析を行っている．その際に，法令文の主題部が要件部と効果部にそれぞれ含まれる場合，含まれない場合における論理構造を 4 パターンに分け解析している．本研究では，各要件と各効果に対して，主題が含まれるかをそれぞれ判断している．

永井ら [15] は，要件効果構造に基づき法令文の言語的特徴を調査し，法令文の制限言語モデルを提案した．条件などを示す手がかり語によって法令文を短い語句の集合に分割し，読点の用法による係り受け制約を用いた解析手法を示した．本研究では，永井らによる係り受け制約を考慮して，要件・効果を生成するアルゴリズムを提案している．

高野ら [3] は但し書きや挿入文を考慮して，複数文の法令文からその論理構造を抽出している．高野らは，第 1 文を主文，但し書きや挿入文を従文として，主文と従文から生成される論理式のパターンを 4 つのタイプに分類している (図 2.5)．本論文においては，但し書きや挿入文を考慮していないが，これらは法令文の要件効果にも係わるため将来的には考慮する必要がある．

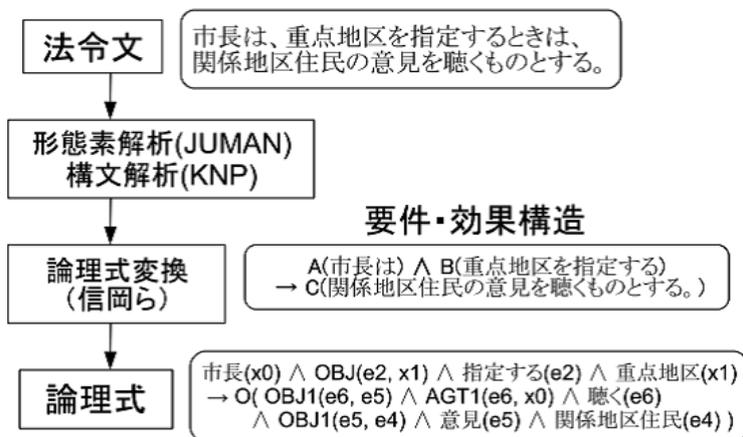


図 2.2: 法令文論理式化システムの概要 [1]

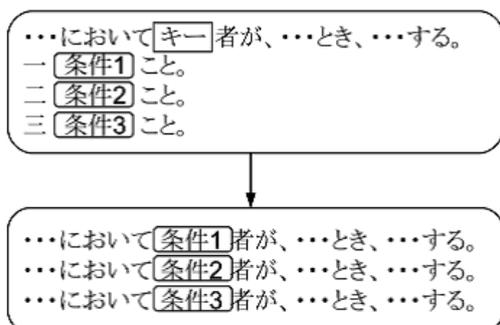


図 2.3: 箇条書きの処理 [2]

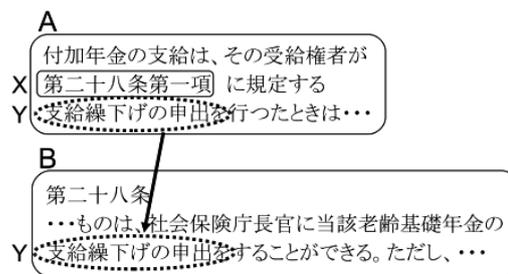


図 2.4: 参照表現の処理 [2]

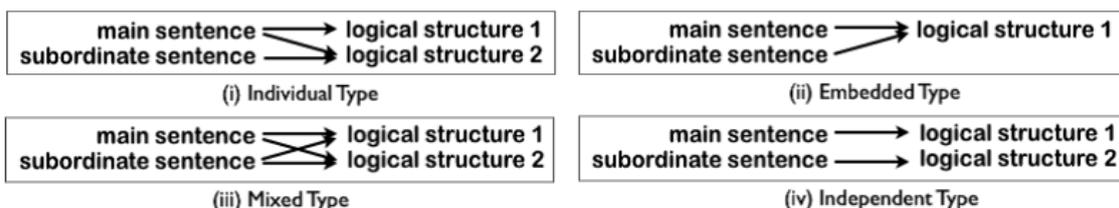


図 2.5: 主文と従文の関係と論理構造 [3]

第3章 法令文の構造的書き換え

この章では、本研究で行う法令文の構造的書き換えについて述べ、書き換えをする上で対処すべき問題点について検討する。

3.1 法令文の構造的書き換え

本研究における構造的書き換えを、「要件効果構造に基づき記述される法令文を、要件と効果をそれぞれ明示する複数文に書き換えること」とする。

要件効果構造では、法令文は要件部と効果部に分けられる。その各部分はさらに複数の要件または効果から構成されている。図 3.1 に、国民年金法第 19 条に要件効果構造のラベルが付与されたものを示す¹。図 3.1 において、要件部 (<R> ~ </R> で囲まれた部分) を見ると要件部は、

1. 年金給付の受給権者が死亡した
2. その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがある

の 2 つの要件から構成されている。

また、主題部 (<S> ~ </S> で囲まれた部分) は、効果部の主語となっているが、主題部の名詞「もの」を修飾している部分 (埋め込み文) は要件ともみなせる。従って、国民年金法第十九条の要件・効果を明示的に示すと図 3.2 のようになる。第十九条の 1 文は、4 つの要件と 1 つの効果文に書き換えられる。このように本研究では、法令文を複数の要件と効果に分けて明示し、要件効果構造の構造的書き換えを行う手法を提案する (図 3.3)。

¹<R> ~ </R> : 要件部 ,<S> ~ </S> : 主題部 ,<E> ~ </E> : 効果部

<R>年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、</R><S>その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、</S><E>自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。</E>

図 3.1: 要件効果構造のラベル付き国民年金法第十九条

- R_1 : 年金給付の受給権者が死亡した
- R_2 : その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがある
- R_3 : その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である
- R_4 : その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた
- E_1 : そのものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる

図 3.2: 国民年金法第十九条の要件・効果

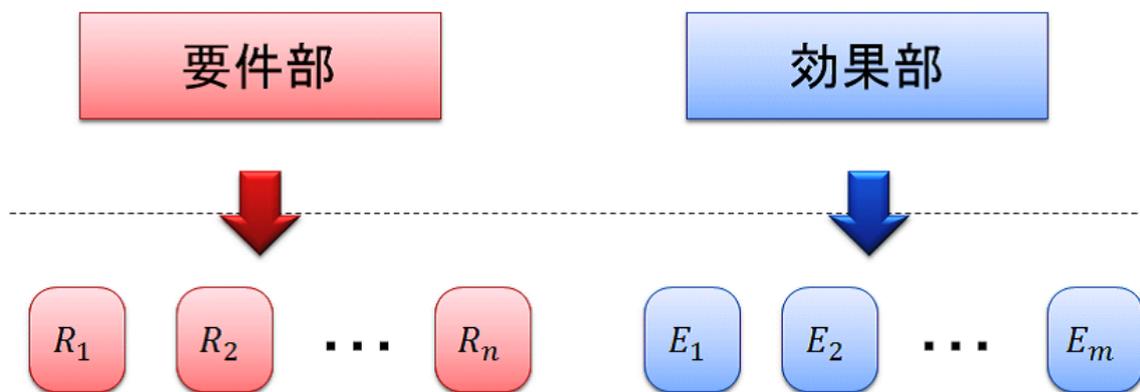


図 3.3: 法令文の構造的書き換え

3.2 構造的書き換えをする上での問題点

本節では、法令文の構造的書き換えをする上での問題点について述べる。要件効果を示す述語のいくつかは、「～する場合には」や「～するときには」など手がかりとなる表現で示される。しかし、要件と効果とをうまく分けられない場合や要件効果の主語や目的語が特定できない場合には、その要件効果を明示することはできない。

以下では、国民年金法を具体例に取り上げて分析した、法令文の構造的書き換えにおいて対応すべき問題を示す。

3.2.1 ゼロ代名詞

法令文は、曖昧性を排除するため主語や目的語を明確に示している。しかし、複数の述語が同じ項を取り、その項が容易に予測できる場合には省略される（ゼロ代名詞）。ゼロ代名詞を含む法令文は、以下のようにゼロ代名詞を補完して構造的書き換えを行う。

市町村長 ϕ は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁にこれを報告しなければならない。
(国民年金法第十二条第四項より)

↓

R_1 : 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理した

E_1 : 市町村長は、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁にこれを報告しなければならない

上の条文（国民年金法第十二条第四項）では、効果部の主語「市町村長」は主題化されて要件部の前に置かれている。要件部の述語も効果部と同じ名詞を主語としているため、要件部の主語は省略されている。法令文の要件と効果を明示するには、述語の項が欠落していない文を作る必要があるため、ゼロ代名詞を補完する必要がある。

次に、効果部の主語が主題化され文頭におかれても、必ずしも要件の主語とはならない例を示す。

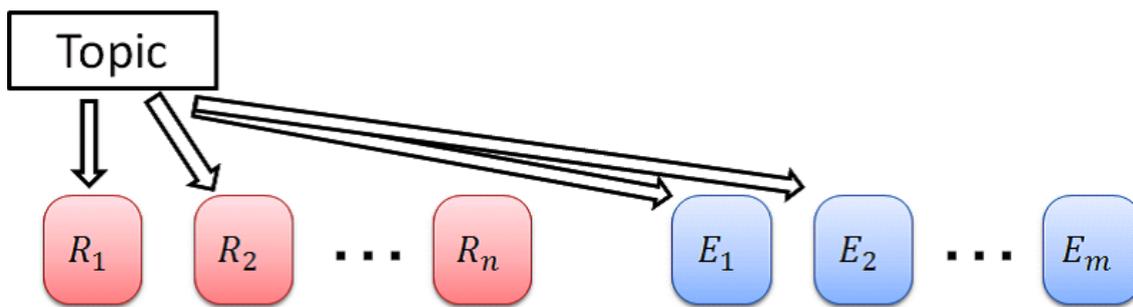


図 3.4: 主題のゼロ化

政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
 (国民年金法第二十二条より)



R_1 : 障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた

R_2 : 政府は、給付をした

E_1 : 政府は、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する

上の条文(国民年金法第二十二条)では、主題「政府」は R_1 の主語ではないが、 R_2 と E_1 の主語である。文頭为主题がゼロ化される場合には、一般に各要件・効果についてゼロ化されている可能性がある(図 3.4)。

法令文においてゼロ化される項は、主に「～は」などで示される主題と「～が」で示される主語に関してであり、限定的なため、一般の文より高い精度でゼロ代名詞補完ができると考える。

3.2.2 埋め込み文

法令文には、要件が連体修飾(埋め込み文)となり、その被修飾語が他の要件・効果の主語などである場合がある。例えば、国民年金法では以下のような埋め込み文が見られる。

〈[前項の規定によりその支給を停止するものとされた]_R 年金給付の受給権者は、_S〉
〈同項の規定に関わらず、その支給の停止の解除を申請することができる。〉_E
(国民年金法第二十条第二項より)

上の条文(国民年金法第二十条第二項)は、主題部と効果部から構成されている。主題部の名詞句「年金給付の受給権者」は、埋め込み文「前項の規定によりその支給を停止するものとされた」によって修飾されている。ここで、主題部は全体として効果部の一部になるが、主題部の埋め込み文は要件を示しているとみなせる。田中ら [8] は、この場合には、要件を効果部の外に戻すことで、基本的な要件効果構造になると述べている。本研究では要件と効果を明示することが目的なので、主題部から要件を抽出し、以下のように書き換える。

R_1 : 年金給付の受給権者は、前項の規定によりその支給を停止するものとされた
 C : 同項の規定に関わらず、
 E_1 : 年金給付の受給権者は、その支給の停止の解除を申請することができる

この書き換えのように要件である埋め込み文が被修飾語を格要素に取る場合には、その要件文に被修飾語を項として写す必要がある。

第4章 構造的書き換え処理

本章では、前章で挙げた問題点を考慮して、法令文の構造的書き換えを行う手法について説明する。始めにシステム概要について述べ、その後システムの各処理について詳細に説明する。

4.1 システム概要

法令文構造的書き換えシステムの処理の流れを図 4.1 に示す。システムはラベル付き法令文を入力として、文を句読点とその直前の表現パターンなどによって構成要素に分割する。法令文を分割した構成要素を、その役割によって4タイプに分類する。また、3.2.2で述べた埋め込み文の要件化もこの処理で行う。次に、分割した法令文の構成要素同士を組み合わせて複数の要件・効果文を生成する。組み合わせは、格フレーム辞書を用いた格関係判定により決定する。

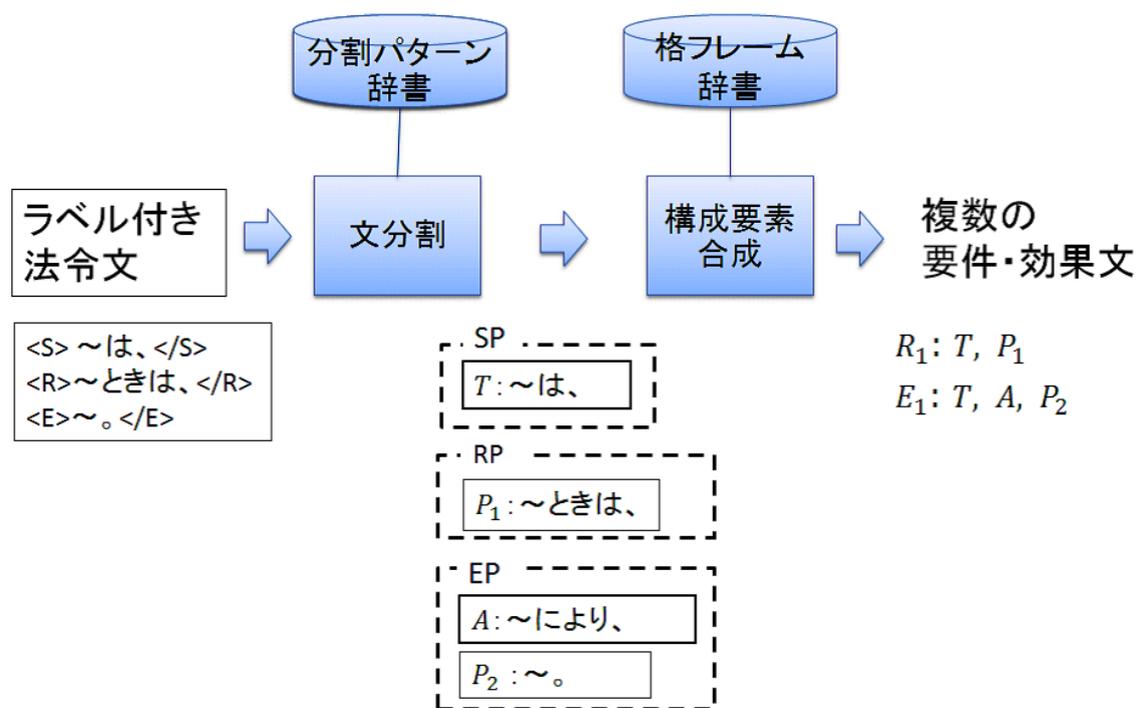


図 4.1: 構造的書き換えシステムの処理の流れ

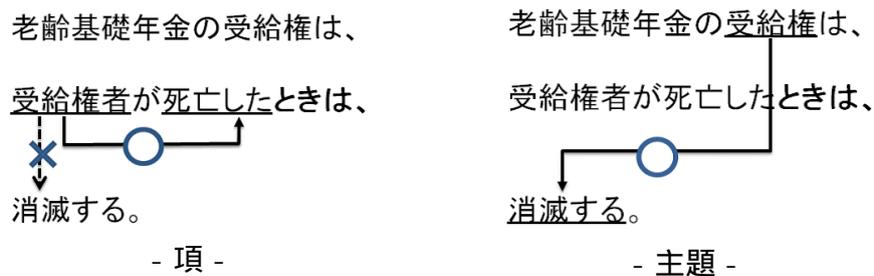


図 4.2: 構成要素内における係受け制約

4.2 法令文の分割

4.2.1 法令文の構成要素

永井ら [15] によれば、法令文において要件部内に存在する格要素は、主題を除いて、効果部内の述語には係ることはなく、また、読点の直前の語のみが読点を越えて後ろの述語に係る（図 4.2）。そのため法令文では、読点によって係り受け関係をかなり限定できる。永井らは、法令文における係り受け制約から読点を含む手がかり語による解析手法を示している。

本研究でも、読点によって区切られた部分が法令文の要件・効果を構成する上で重要な要素だとみなし、句読点とその直前の表現パターンにより法令文を分割し、要素の役割により 4 つのタイプに分類した。文分割において分割パターンは最長一致で適用する。本研究の分類と永井らとの違いは、本研究ではより統語的に構成要素を述語か項かという基準で基本的に分類している。

表 4.1 に構成要素の分類表を示す。タイプ主題 [T] は、法令文の主題を表す構成要素であり、主に「～は、」で分けられる。タイプ命題 [P] は、要件・効果を示す述語を主とする構成要素である。主に「述語の連用形 + 読点」や「場合には」や「ときには」などの要件を示す表現を含む「述語の連体形 + 要件表現 + (句読点)*」のパターンで分けられる。述語が連用形の場合は、分割に読点は必須であるが、「VP + 要件表現」の場合は、読点が後ろになくても分割する。タイプ項 [A] は、タイプ P の命題の項となる構成要素である。「について」や「に対して」などの格助詞相当句を含めて「格助詞 + 読点」で分けられる。「前項の規定にかかわらず、」や「第一項の場合において、」のように、他の条文を参照する構成要素は、タイプ付加条件 [C] とした。分割パターン中の読点や格助詞などの直前の語を、その要素の主概念とする。

表 4.1: 構成要素のタイプと分割パターン

構成要素タイプ	役割	分割パターン例
主題 [T]	主題を示す	~は ~とは ~については + 読点
命題 [P]	要件・効果を示す	VP (連用形) VP (タ形連用形) VP 場合には VP 場合において VP ときは VP 日に VP 後に VP ことができる ... + (句読点)*
項 [A]	命題の項となる	~が ~を ~に ~で ~から ~より ~について ~に対して ... + 読点
付加条件 [C]	他の条文を参照する	~の規定にかかわらず ~の場合においては ~の場合において ~のほか ~上 ... + 読点

法令文の構成要素への分割例を示す．

<p>〈政府は、〉_S〈障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたときは、〉_R〈その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。〉_E (国民年金法第二十二条より)</p> <p style="text-align: center;">⇓ 文分割</p> <p>主題部：</p> <p style="padding-left: 2em;">T：政府は、</p> <p>要件部：</p> <p style="padding-left: 2em;">P：障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、</p> <p style="padding-left: 2em;">P：給付をしたときは、</p> <p>効果部：</p> <p style="padding-left: 2em;">A：その給付の価額の限度で、</p> <p style="padding-left: 2em;">P：受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p>
--

太字になっている語句がその構成要素の主概念である．上の条文（国民年金法第二十二条）は，5つの構成要素に分割，分類される．

4.2.2 埋め込み文の分割

3.2.2で述べたように，法令文には要件として抽出できる埋め込み文が現れる．本論文では，構成要素タイプTとAの主概念が，埋め込み文により連体修飾されている場合のみを要件として抽出する対象とする¹．

対象となる埋め込み文を含む要素があった場合，法令用格フレーム辞書を用いて，埋め込み文の述語が深層格における agent, object, goal のうちいずれかを格要素に取り，要素の主概念とその深層格の用例らとの類似度を求め，閾値以上であるなら，埋め込み文をタイプPの要素として分割する²．類似度の求め方は4.2.3で説明する．

¹例えば「第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、」という部分から「(者は)第一項の申出をした」という要件が取れるかもしれないが，埋め込み文が要件として取れるかどうかの選択は容易ではないので，本研究では対象外とする．

²法令用格フレーム辞書は研究室のものを用いる [1]．

要件となる埋め込み文をもつ構成要素は図 4.3 のように，タイプ P の要素と，元のタイプの要素の 2 つに分割される．

T: 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、
 → P: 寡婦年金を、六十歳未満の妻に支給する
 T: その寡婦年金は、

図 4.3: 埋め込み文の分割

4.2.3 名詞句「A の B」の埋め込み文の分割

分割対象とする埋め込み文の被修飾語が「A の B」や「A の B の C」のような名詞句になっている場合がある．その場合，修飾語がどの名詞を格要素として取るかによって，分割後の要素が変わる（図 4.4，図 4.5）．

図 4.4 においては，述語は名詞句「A の B」の前の A に係り，一方，図 4.5 は，述語が後ろの B に係っている．要件文を作るには，図 4.4，4.5 のように述語に係る名詞の位置によって被修飾語を区切る点（分割点）を判断しなければならない．

本研究では，「の」で繋がれた名詞句の名詞はすべて分割点の候補とする．中村ら [1] と同様の手法を用いて，述語の格フレームの用例と各候補との類似度を計算し，最も類似度が高い名詞を分割点とする．類似度は日本語語彙体系を用いて以下の式で計算する．

$$Sim(w_1, w_e) = \frac{2L}{l_1 + l_e} \quad (4.1)$$

ここで， l_1, l_e は，それぞれ単語 w_1 と用例 w_e のシソーラスの根からの深さ， L は w_1, w_e の上位意味属性で一致している階層の深さを表す．次に用例のそれぞれの頻度を f_1, \dots, f_n とすると，格スロット中のすべての用例 e_1, \dots, e_n との最も高い類似度をもつ分割点 \hat{w} を，以下のように求める．

$$\hat{w} = \max_{w_j \in w_i, \dots, w_m} \frac{\sum_{i=1}^n Sim(w_j, e_i) \times f_i}{\sum_{i=1}^n f_i} \quad (4.2)$$

ただし，最大類似度が閾値未満の場合には格関係無しとみなして埋め込み文を分割しない．

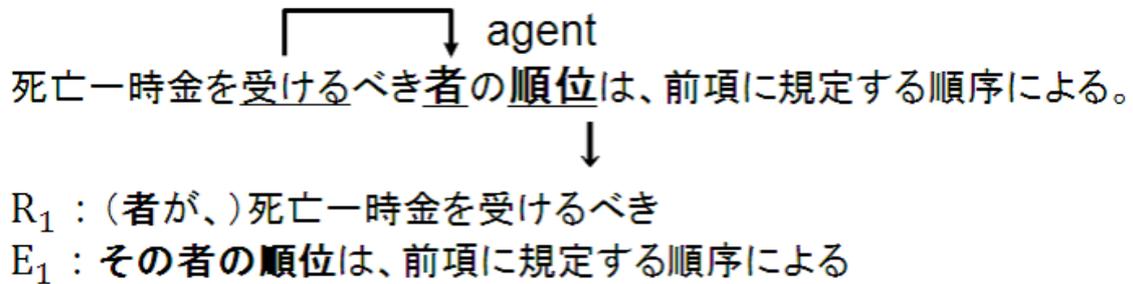


図 4.4: 被修飾語が「A の B」の埋め込み文 1

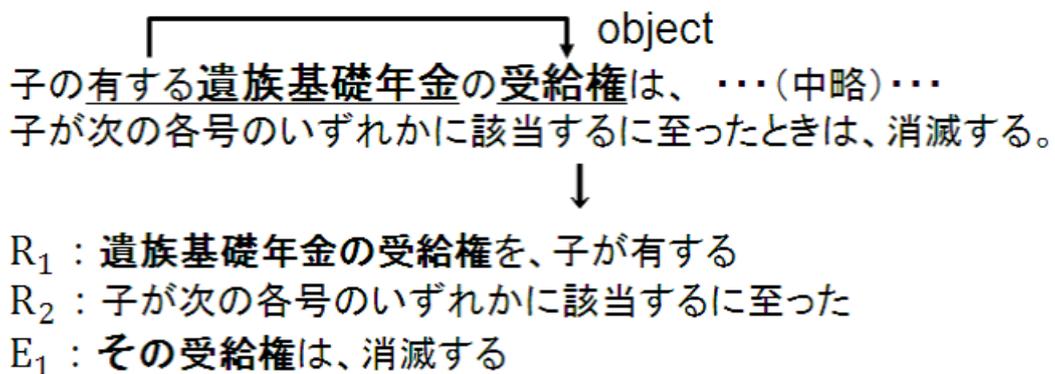


図 4.5: 被修飾語が「A の B」の埋め込み文 2

4.3 構成要素の合成

本節では、前節までに分割した法令文の構成要素を合成して、複数の要件・効果文を生成する手法について述べる。合成では各要素の主概念同士の格関係のみを考慮することによって、組み合わせ判定における複雑さを減少させる。

4.2.1, 4.2.2 で分割した構成要素を組み合わせることで、要件・効果文を生成する。法令文を分割した構成要素は、タイプ T, P, A, C のどれかになっている。この内タイプ C は他の条文を参照しているので、単独で参照文 $[C]$ とする。本研究では、要件・効果は文を基本とするため、述語を中心とするタイプ P の要素 (E_P) と、その項となるタイプ T, A の要素 (E_T, E_A) との組み合わせ可能性を判定する。

構成要素の合成は、分割した要素を前から順に見ていき、 E_P を見つけたら、その E_P の要素内で主概念である述語の格解析を行い、格フレームの SLOT を埋める³。 E_P の格フレームの空き SLOT に対して、それより前にある要素との格関係を判定する (図 4.6)。永井ら [15] によれば、係り受けの制約により、主題を除き要件部の項が効果部へ係ることはないため、要件部の E_A と効果部の E_P との格判定は行わない (図 4.7)。また、 E_T と E_A の両方が E_P にかかる場合、 E_P に近い E_A から格判定を行い、格関係があれば SLOT に入れる。格判定は、格フレームの表層格が一致しその用例との類似度を求めて、閾値以上であれば格関係ありとする。類似度は、4.2.3 で述べた式 (4.1), (4.2) で求める。

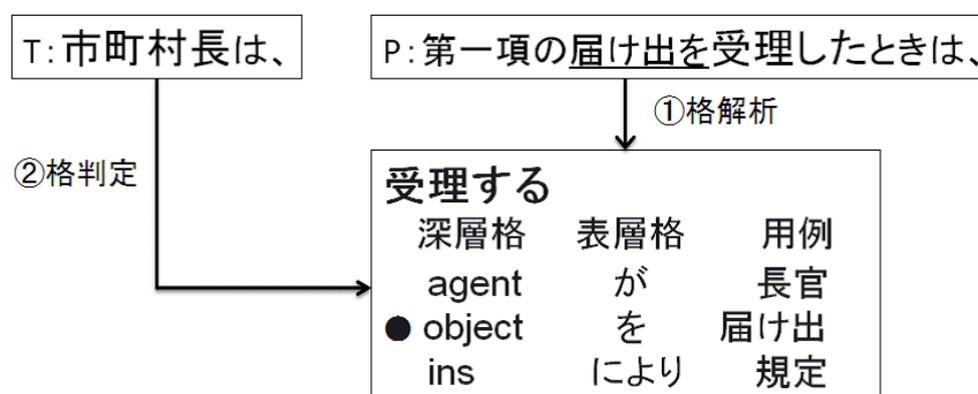


図 4.6: 構成要素の格解析と格判定

³格解析は、中村ら [1] のシステムに基づいている。このシステムでは、形態素解析 [12], 構文解析の結果に基づいて [13], 法令格フレーム辞書との格解析を行う。

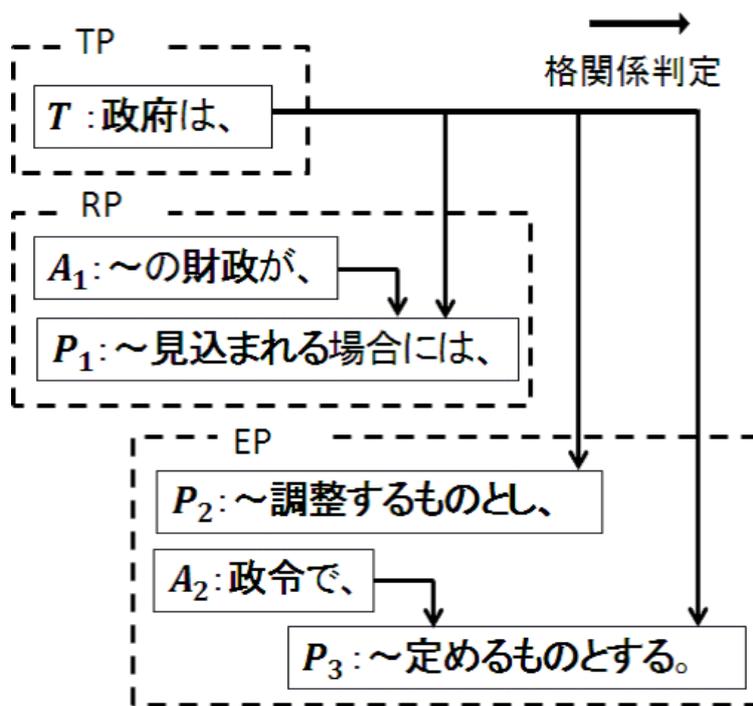


図 4.7: 構成要素の合成

第5章 実験と評価

提案手法を実装し，国民年金法 2007 年版に対して適用した．ゼロ代名詞と要件となる埋め込み文を含む条項第 1 文に対してテストした．なお，実験で用いるラベル付き法令文は，但し書きや挿入文を除いてある．

5.1 埋め込み文要件化の実験

要件が含まれている埋め込み文を持つ 67 文から要件を抽出する実験を行った．この実験は，図 4.1 における文分割に対するものである．この実験の正負判定は次の 3 点で行う．

1. 対象の埋め込み文が分割されたか
2. 分割点が適切か
3. 要件と言えるか

分割した埋め込み文の被修飾語を文頭に写した際に，適切な助詞が付けられたかは問題にしていない．埋め込み文を分割する類似度の閾値は 2 とした．

結果を表 5.1 に示す．

表 5.1: 埋め込み文の要件化結果

	文数	%
要件化成功	47	58.7%
要件化されなかった	14	17.5%
項の欠落	13	16.3%
分割点誤り	6	7.5%
全埋め込み文数	80	100%
誤った文を要件化	3	

$$\text{精度} = \frac{\text{要件化成功数}}{\text{要件化した文数}} \times 100 = 88.6\%$$

$$\text{再現率} = \frac{\text{要件化成功数}}{\text{全埋め込み文数}} \times 100 = 58.7\%$$

要件化に成功したものにも、前に述べた要件を繰り返しているだけで不必要と思われるものが存在した。また、被修飾語に並列語が含まれたり、修飾語が並列になってたり、格フレームが存在しない「である」や「でない」の場合には、要件化できなかった。

以下に誤った例を示す。

被修飾語が並列を含む

前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部は、

第五条の二第二項では、被修飾語は名詞句「AのB」でBが「全部又は一部」と並列になっているため、類似度が求められなかった。

埋め込み文が並列 埋め込み文が並列になっているときに、項の欠落が起きてしまった。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であった者が、

第三十条の四では、「(者が)疾病にかかり、」、「又は(者が)負傷し、」、「(者が)その初診日において二十歳未満であった」と書き換えられるべきだった。しかし、前の2つはタイプPに分類され、また、後ろの項が前に係ることはないとしたため、前の要件の項が欠落してしまった。

述語が判定詞「である」 述語が判定詞であった場合は処理できなかった。

被保険者又は被保険であった者は、

基金でない者は、

判定詞「である」や「でない」は、名詞と結合して述語を作る働きを持つ[16]。判定詞単独では格要素がとれないので、格フレーム辞書に含まれておらず、処理されなかった。

表 5.2: ゼロ代名詞補完結果

	ゼロ代名詞数	%
補完成功	55	82.1%
補完不成功	12	17.9%
全ゼロ代名詞数	67	100%
誤った補完	2	

5.2 ゼロ代名詞補完の実験

ゼロ代名詞が含まれている条文 28 文に対して、ゼロ代名詞が補完できるかをテストした。この実験は、図 4.1 における構成要素の合成に対するものである。ゼロ代名詞数は、ゼロ化される名詞を項にとる述語の数とした。格判定に用いる類似度の閾値は 2 とした。結果を表 5.2 に示す。

$$\text{精度} = \frac{\text{補完成功数}}{\text{ゼロ代名詞補完した文数}} \times 100 = 96.4\%$$

$$\text{再現率} = \frac{\text{要件化成功数}}{\text{全ゼロ代名詞数}} \times 100 = 82.1\%$$

述語が「である」の場合や、対応する格フレームが辞書になかった場合には、補完できなかった。格フレームが登録されていない述語は、法令文中で出現数が少ないものに多いと思われる。また、形態素解析で品詞を間違えたものや、格助詞相当句を格助詞としたことにより構文解析を誤ったものがみられた。

以下に誤った例を示す。

構文解析の誤り 格助詞相当句を格助詞として扱ったことにより誤った例を示す。

第三項の保険料改定率は、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

↓

T：第三項の保険料改定率は、

*P*₁：当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、

*P*₂：当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

↓

× *E*₁：φ 毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定する

○ *E*₂：第三項の保険料改定率は、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する

国民年金法第八十七条第五項では、*E*₁の主語の補完に失敗した。これは、構成要素 *P*₁の内部で構文解析した際に、「～得た率を基準として改定し、」で「として」を格助詞として扱ったため、「基準」だけでなく「～得た率」も「改定する」に係ってしまった。そのため、構成要素同士の格解析において、*T*との格判定をする前に、「改定する」の格スロットが埋まってしまったことが原因である。

5.3 議論

要件の繰り返し 処理としては成功したが、以下のように不正解にしたものがある。

年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。

(国民年金法第二十一条第二項より)



- R_1 : 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、
- R_2 : その停止すべき期間の分として年金が支払われた
- × R_3 : 年金は、その支払われた
- E_1 : その年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる

書き換え後の R_3 「年金は、その支払われた」という要件は、 R_2 の繰り返しだと考えられる。可読性を高める要件としては適切でないため不正解とした。法令文では曖昧さを避けるため、文が長くなるときに語句を繰り返す場合があるので、要件の冗長にならないよう、得られる要件が新しい要件か確認する処理が必要と考える。

判定詞「である」の分析 埋め込み文の要件化とゼロ代名詞補完の両方でミスがあった判定詞「である」について、国民年金法に現れるパターンを分析した。国民年金法において、「である」は以下の3パターンで現れた。

1. N_1 が N_2 である (N_2 である N_1)
2. N_1 が VP (場合・とき・もの) である
3. N_1 が X (歳・日・月・円) + (以上・未満・後) である

パターン1, 3における N_1 は省略されることがある。1は、「被保険者である者」や「死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、」のように、 N_1 は N_2 は同性質の名詞であると考えられる。2は、「 N_1 が VP する」と動詞とすることで対処できる。3において N_1 を推定するには、「である」の前にある2単語に着目すれば可能と思われる。

$$N_1が X \begin{pmatrix} 歳 \\ 日 \\ 円 \\ 額 \\ \vdots \end{pmatrix} + \begin{pmatrix} 以上 \\ 未 \\ 満 \\ 後 \\ \vdots \end{pmatrix} + デアル$$

「である」の直前の単語「以上」や「未満」、「後」という単語は、法令文において一定の数量や時点を基準とするときに用いられる [5]。2つ前の名詞には、「額」や「歳」のような基準となるものの名詞か接尾辞が現れる。この「である」の2つ前の語に着目すれば、 N_1 はその名詞か、接尾辞が付くことができる名詞に関連するものだと限定できると考える。

文末の修正

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

↓

- × E_1 : 給付を受ける権利は、譲り渡す
- × E_2 : 給付を受ける権利は、担保に供する
- E_3 : 給付を受ける権利は、又は差し押えることができない

国民年金法第二十四条では、各効果文のゼロ代名詞補完には成功した。しかし、この効果文は並列であり文末表現「～することができない」は、 E_1 と E_2 にも含まれて、それぞれ「譲り渡すことができない」、「担保に供することはできない」と書き換えるべきである。本研究では、文末の並列構造を考慮していないのでこの問題には対処できなかった。

5.4 再実験

実験での誤りを元に実装を修正し、再実験を行った。再実験にあたり行った修正は以下である。

- 誤っていた格スロットの用例の修正。
- 不足していた格フレームの登録
- 判定詞「である」への対応

表 5.3: 埋め込み文の要件化結果 - 再実験 -

	文数	%	再実験	%
要件化成功	47	58.7%	54	67.5%
要件化されなかった	14	17.5%	10	12.5%
項の欠落	13	16.3%	13	16.3%
分割点誤り	6	7.5%	3	3.7%
全埋め込み文数	80	100%	80	100%
誤った文を要件化	3		3	

表 5.4: ゼロ代名詞補完結果 - 再実験 -

	ゼロ代名詞数	%	再実験	%
補完成功	55	82.1%	62	92.5%
補完不成功	12	17.9%	5	7.5%
全ゼロ代名詞数	67	100%	67	100%
誤った補完	2		2	

表 5.5: 精度と再現率の比較

	埋め込み	埋め込み (再)	ゼロ	ゼロ (再)
精度 (%)	88.6%	90.0%	96.4%	96.8%
再現率 (%)	58.7%	67.5%	82.1%	92.5%

- 埋め込み文の被修飾語に「当該」などの連体詞を含んでも要件化するようにした

再実験での埋め込み文の要件化とゼロ代名詞補完の結果を表 5.3, 表 5.4 に示す。また再実験での精度と再現率との比較を表 5.5 に示す。表 5.3 では、用例の修正と「である」への対応によって、分割点を誤ったものや要件化されなかったものを減少できた。ゼロ代名詞補完では、対応していなかった格フレームを登録することで再現率が 10% 程上がった。出現数の少ない述語の格フレームは格フレームが対応していないことが多いため、格フレーム辞書を整備をすることで、提案手法の結果は向上すると思われる。

第6章 おわりに

6.1 まとめ

本論文では、法令文の要件効果構造を書き換え、複数の要件と効果として明示する手法を提案した。

要件の埋め込みやゼロ代名詞について分析し、法令文を構成要素に分割、分類し、各要素を主概念同士の格関係によって合成し、要件・効果文を生成する方法を示した。

実験の結果、埋め込み文の要件化では約59%の要件が得られた。出力分析の結果、条件を繰り返しているだけの要件が得られる場合があったので、得られる要件が新しい要件か確認する処理が必要だと考えられる。

ゼロ代名詞補完では、約82%で補完し、一般の文と比べて高い結果が得られた。判定詞「である」への対応や未対応だった格フレームの登録をして、再実験を行うと再現率が10%程上がった。法令文中で出現数の少ない述語は、ゼロ代名詞補完に対応できる格フレームが少ないため、格フレーム辞書の整備が必要だと考えられる。

法令文の解析精度の向上を支援するという点において、本論文におけるゼロ代名詞補完の結果から十分可能だと考える。論理式化などを行うには、複数の要件・効果文を解析し、統合して変換する手法について検討する必要があるだろう。法令文の可読性の向上という点において、本論文の実験では確実に向上するかどうかは示せていない。要件・効果を明示することにより、確実に読みやすくなる文もあるが、出力される文数が多くなると指示語の内容が曖昧になったり、各要件間の並列関係などが考慮されていないので、誤読を招く恐れもある。可読性の向上には、本研究の手法に加えさらなる処理が必要だと考える。

6.2 今後の課題

法令文の解析と読解支援のための構造的書き換えに関して、今後の課題をいくつか以下に挙げる。

並列構造の解析 埋め込み文では，要件化する際に埋め込み文が並列であると項が欠落してしまう問題が残っている．埋め込み文を処理する前に，構成要素間の並列関係を調べることで対応できるのではないかと考える．

法令文における読点を，並列を示す読点と，それ以外の主題などを示す読点の2つに分けて考えると，本手法では述語の場合は並列の読点でもタイプPの要素として区切っているが，並列である場合，その要素は本当は後の要素の一部とみなすことができる．並列構造の存在は「又は」や「かつ」といった並列表現で分かるため，並列表現を含む要素 (E^{hei}) から，その前の E_P がどのタイプの要素の一部か分かる．そうすると，たとえば以下のようなことが分かる．

- 「 E_{P1}, E_{P2}^{hei} 」ならば， E_{P1} はタイプPの要素の一部である可能性がある．
- 「 E_P, E_T^{hei} 」か「 E_P, E_A^{hei} 」ならば， E_P はそれぞれタイプT, Aの要素の一部であり，並列の埋め込み文である可能性がある．
- 「 $E_{P1}, E_{P2}, E_{TorA}^{hei}$ 」ならば， E_{P1} もタイプT, Aの要素の一部であり，並列の埋め込み文である可能性がある．

また， E^{hei} の前の要素の分割パターンも重要である．分割パターンが「VPとき」などの要件表現ならば，並列要素も要件表現をもつ E_P だと考える．連用形ならば，並列要素がどのタイプでどこまで並列かは明らかでない．法令文の並列構造解析は，永井らなど [15, 17] によって研究されている．法令文の並列構造は，入れ子になっていたりと解析は容易ではないが，並列表現である「又は」や「かつ」には明確な使用方法があるため，本手法で分割した構成要素間の並列関係をボトムアップに認識し，その後に埋め込み文の分割や合成処理を行うことで，精度と可読性の向上が期待できると考える．

複文での要件・効果の明示 本研究では一文しか考慮していないが，法令文は但し書きや括弧書きの挿入文を含めて，複数の文から記述される．本来はこれらも含めて要件・効果を明示する必要がある．特に，但し書きでは，第一文に含まれる項が省略される場合があり，本手法の合成アルゴリズムをより発展させる必要がある．

照応関係の明示 本手法で書き換えを行うと「その」などの指示語が増えたり，構造が変わるため，曖昧さが生じてしまう恐れがある．また法令文では「者」や「もの」など抽象的な言葉が多いため，要件効果だけでなく，その対象の照応関係を解析し，以下のように明示することは，今後の課題である．

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。
(国民年金法第十九条より)



A : 年金の受給権者 , B : A の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

R_1 : A が死亡した

R_2 : A に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがある

R_3 : B は、A の死亡の当時 A と生計を同じくしていた

E_1 : B は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる

謝辞

主指導教官である島津明教授には、お忙しい中本研究の終始に渡り、多大なご指導、ご助言を頂きました。心より感謝致します。副指導教官の白井清昭准教授には、日頃より適切なご意見や自然言語処理に関する教えを多く頂きました。深く感謝致します。名古屋大学法学研究科附属法情報研究センターに移られた中村誠助教には、研究生活全般において多くのご支援をして頂きました。ありがとうございました。アイアール・アルトの高野健治様には、TV会議により貴重なご意見を頂きました、深く感謝致します。また、研究生活において自然言語処理講座の皆様には、さまざまな面でお世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

参考文献

- [1] Makoto Nakamura, Shunsuke Nobuoka, and Akira Shimazu. Towards translation of legal sentences into logical forms. *Proceedings of the First International Workshop on Juris-informatics (JURISIN 2007)*, pp. 6–17, 2007.
- [2] Yusuke Kimura, Makoto Nakamura, and Akira Shimazu. Treatment of legal sentence including itemized and referential expressions - towards translation into logical forms -. Proc. of 2nd International Workshop on Juris-informatics (JURISIN 2008) , in Conjunction with the 22nd Annual Conference of the Japanese Society for Artificial Intelligence (JSAI2008) , Hokkaido , Japan, pp. 73–82, 2008.
- [3] Kenji Takano, Makoto Nakamura, Yoshiko Oyama, Akira Shimazu. Semantic analysis of paragraphs consisting of multiple sentences -towards development of a logical formulation system-. *Proc. of the Twenty-Third Annual Conference on Legal Knowledge and Information Systems (JURIX)*, pp. 117–126, 2010.
- [4] 片山卓也 (編) . 法令工学の提案. JAIST Press, 2007.
- [5] 田島信威. 法令の読解法 改訂版-やさしい法令の読み方-. ぎょうせい, 2004.
- [6] 島津明. 国民年金法の構造的書き換え -法令工学の立場から-. JAIST Press, 2009.
- [7] 山田大介. 法令文の言語的特徴を利用した可読性向上のための表示. 修士論文, 2006.
- [8] 田中規久雄, 川添一郎, 成田一. 法律条文の標準構造. 自然言語処理研究会 , 97-12, 1993.
- [9] 江尻暁, 北田安希雄, 島津明. 法令文の論理式への変換 -論理構造について-. 言語処理学会第 12 回年次大会, pp. 624–627, 2006.
- [10] 北田安希雄, 江尻暁, 島津明. 法令文の論理式への変換 -原子文について-. 言語処理学会第 12 回年次大会, pp. 628–631, 2006.

- [11] 信岡俊祐, 中村誠, 島津明. 法令文の論理式への変換. 言語処理学会第13回年次大会発表論文集, pp. 254–257, 2007.
- [12] Kurohashi, S, Nagao, M, Nakamura, T, Matsumoto, Y. Improvements of japanese morphological analyzer juman. *In Proceedings of The International Workshop on Sharable Natural Language Resources*, pp. 22–28, 1994.
- [13] Kurohashi, S, Nagao, M. Kn parser : Japanese dependency/case structure analyzer. *In Proceedings of The International Workshop on Sharable Natural Language Resources*, pp. 48–55, 1994.
- [14] Le-Minh Nguyen, Ngo Xuan Bach, Akira Shimazu. Supervised and semi-supervised sequence learning for recognition of requisite part and effectuation part in law sentences. *Proceedings of the 9th International Workshop on Finite State Methods and Natural Language Processing*, pp. 21–29, July 12-15 2011.
- [15] H. Nagai, T. Nakamura, Hirosato Nomura. Skeleton structure acquisition of japanese law sentences based on linguistic characteristics. *Proc. of Third Natural Language Processing Pacific Rim Symposium*, pp. 143–148, 1995.
- [16] 益岡隆志, 田窪行則. 基礎日本語文法. くろしお出版, 1998.
- [17] 高尾宜之, 平松寛司, 永井秀利, 中村貞吾, 野村浩郷. 要件効果構造に基づく制限言語モデルを用いた法律文解析 - 並列構造の推定法について -. 自然言語処理研究会, Vol.98, No.21, pp. 9–16, 1998.

付録A 法令文分割パターン

主題 [T]	NP は, とは, については,	読点
命題 [P]	VP 日, 日に, 日において, 日後において, 後, 後に, 当時, 間は, には, とき, ときは, ときには, ものであるときは, ことができるときは, にもかかわらず, ときに, ときにおいて, 場合, 場合は, 場合には, 場合において, 場合においては, (連用形), (タ形連用形), ものとし, ものとする, ことができる, ことができない	(句読点)*
項 [A]	NP が, と, を, に, で, から, まで, より, として, につき, に関し, に対し, に当り, に当たり, において, について, によって, に関して, に対して, をもって, にわたって, ため, ために, に応じ, に応じて	読点
付加条件 [C]	NP の規定にかかわらず, の場合においては, の場合において, のほか	読点

付 録 B 合成アルゴリズム

Algorithm 1 合成アルゴリズム

```
1: initialize(TList)
2: initialize(AList)
3: part ← null
4: for all e in elems do
5:   if part ≠ e.label
6:     initialize(AList)
7:     part ← e.label
8:     case e.type of
9:       T: set(e, TList)
10:      A: set(e, e.label, AList)
11:      P:
12:        CaseFrame ← caseAnalysis(e)
13:        for arg in AList
14:          if arg が CaseFrame の空スロットに入る
15:            combine(e, arg)
16:          for arg in TList
17:            if arg が CaseFrame の空スロットに入る
18:              combine(e, arg)
19:            write – result(e)
20:          C: write – result(e)
21: end for
```

付録C システム出力例

提案手法による埋め込み文の要件化とゼロ代名詞補完の実験で得られた出力例を載せる。どちらも埋め込み文を分割し、ゼロ代名詞補完をしているため出力形式は同じである。また、参照文 [C] は、プログラム上の問題で要件部にあれば要件文、効果部にあれば効果文としている。条項番号、法令文、ラベル付き法令文、書き換え後の要件効果文、の順に載せてある。条項番号は、A が「条」、P が「項」、”-” が「の」を表す。

例：

A1 → 国民年金法第一条

A12P4 → 国民年金法第十二条第四項

A16-2P3 → 国民年金法第十六条の二第三項

C.1 ゼロ代名詞補完テスト出力

A4-3P3:

政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

< S > 政府は、< /S >< R > 第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、< /R >< E > 遅滞なく、これを公表しなければならない。< /E >

R-1: 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成する

E-1: 政府は、遅滞なく、これを公表しなければならない

=====

A9:

第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。

< S > 第七条の規定による被保険者は、< /S >< R > 次の各号のいずれかに該当するに至った < /R >< E > 日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。< /E >

R-1: 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至る
E-1: 第七条の規定による被保険者は、日の翌日に、被保険者の資格を喪失する

=====
A12P4:

市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。

< S > 市町村長は、< /S >< R > 第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、< /R >< E > 厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。< /E >

R-1: 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理する
E-1: 市町村長は、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない

=====
A13:

社会保険庁長官は、前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。

< S > 社会保険庁長官は、< /S >< R > 前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、< /R >< E > 当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。< /E >

R-1: 社会保険庁長官は、前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受ける
R-2: 社会保険庁長官は、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理する
E-1: 社会保険庁長官は、当該被保険者について国民年金手帳を作成する
E-2: 社会保険庁長官は、その者にこれを交付するものとする

=====
A14:

社会保険庁長官は、前条第四項の規定により被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたとき、又は同条第五項の規定により第三号被保険者の資格の取得に関する届出を受理したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付するものとする。

< S > 社会保険庁長官は、< /S >< E > 国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。< /E >

E-1: 社会保険庁長官は、国民年金原簿を備える
E-2: 社会保険庁長官は、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする

=====
A16:

給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定する。

< S > 給付を受ける権利は、< /S >< E > その権利を有する者の請求に基づいて、社会保険庁長官が裁定する。< /E >

E-1: その権利を有する者の請求に基づいて

E-2: 給付を受ける権利は、社会保険庁長官が裁定する

=====

A16-2:

政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付の額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間の開始年度を定めるものとする。

< S > 政府は、< /S >< R > 第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、< /R >< E > 年金たる給付の額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間の開始年度を定めるものとする。< /E >

R-1: 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たる

R-2: 国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる

E-1: 政府は、年金たる給付の額を調整するものとし、

E-2: 政府は、政令で、給付額を調整する期間の開始年度を定めるものとする

=====

A16-2P3:

政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

< S > 政府は、< /S >< R > 調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、< /R >< E > 調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。< /E >

R-1: 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成する

E-1: 政府は、調整期間の終了年度の見通しについても作成する

E-2: 政府は、併せて、これを公表しなければならない

=====

A22:

政府は、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

< S > 政府は、< /S >< R > 障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為に

よって生じた場合において、給付をしたときは、 $\langle /R \rangle \langle E \rangle$ その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。 $\langle /E \rangle$

R-1: 障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となった事故が第三者の行為によって生ずる

R-2: 政府は、給付をする

E-1: その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する

=====

A24:

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

$\langle S \rangle$ 給付を受ける権利は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。 $\langle /E \rangle$

E-1: 給付を受ける権利は、譲り渡す

E-2: 給付を受ける権利は、担保に供する

E-3: 給付を受ける権利は、又は差し押えることができない

=====

A36-2P4:

第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、その超える部分については、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。

$\langle R \rangle$ 第一項に規定する障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超えるときは、 $\langle /R \rangle \langle S \rangle$ その超える部分については、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の支給を停止しない。 $\langle /E \rangle$

R-1: 障害基礎年金の額を、第一項に規定する

R-2: その障害基礎年金の額が、前項に規定する政令で定める額以上であり、

R-3: その障害基礎年金の額が、かつ、第一項第一号に規定する給付の額を超える

R-4: 部分を、その超える

E-1: 同項の規定にかかわらず、

E-2: その部分については、当該障害基礎年金の支給を停止しない

=====

A87P5:

第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

$\langle S \rangle$ 第三項の保険料改定率は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。 $\langle /E \rangle$

E-1: 毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定する

E-2: 第三項の保険料改定率は、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

=====

A87-2P4:

第一項の規定により保険料を納付する者となったものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、前項の申出をしたものとみなす。

< S > 第一項の規定により保険料を納付する者となったものが、< /S >< R > 同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となったときは、< /R >< E > その加入員となった日に、前項の申出をしたものとみなす。< /E >

- R-1: ものが、第一項の規定により保険料を納付する者となる
- R-2: そのものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しない
- R-3: その納期限の日に、国民年金基金の加入員となる
- E-1: その納期限の日に、その加入員となる日に、
- E-2: その日に、前項の申出をしたものとみなす

=====

A125-3:

理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

< S > 理事は、< /S >< E > 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。< /E >

- R-1: 目的に、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る
- E-1: 理事は、その目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない

=====

A127:

第一号被保険者は、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、その加入員となることができる。

< S > 第一号被保険者は、< /S >< R > その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、< /R >< E > その加入員となることができる。< /E >

- R-1: その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出る
- E-1: 第一号被保険者は、その加入員となることができる

=====

A134-2P2:

基金は、前項において準用する第九十六条第四項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

< S > 基金は、< /S >< R > 前項において準用する第九十六条第四項の規定により国税滞納処分の例に

より処分をしようとするときは、 $\langle /R \rangle \langle E \rangle$ 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 $\langle /E \rangle$

R-1: 基金は、前項において準用する第九十六条第四項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとする

E-1: 基金は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない

=====

A135P2:

基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

$\langle S \rangle$ 基金は、 $\langle /S \rangle \langle R \rangle$ 前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、 $\langle /R \rangle \langle E \rangle$ 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 $\langle /E \rangle$

R-1: 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとする

E-1: 基金は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない

=====

A136:

基金は、解散したときは、当該基金の加入員であった者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

$\langle S \rangle$ 基金は、 $\langle /S \rangle \langle R \rangle$ 解散したときは、 $\langle /R \rangle \langle E \rangle$ 当該基金の加入員であった者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。 $\langle /E \rangle$

R-1: 基金は、解散する

E-1: 基金は、当該基金の加入員であった者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる

=====

A137-13-1:

理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

$\langle S \rangle$ 理事長は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 連合会を代表し、その業務を執行する。 $\langle /E \rangle$

E-1: 理事長は、連合会を代表する

E-2: 理事長は、その業務を執行する

=====

A137-13-1P3:

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。

$\langle S \rangle$ 理事は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる。 $\langle /E \rangle$

E-1: 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐する
E-2: 理事は、積立金の管理及び運用に関する連合会の業務を執行することができる

=====
A137-18P3:

基金は、第一項の交付の請求に係る現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。

< S > 基金は、< /S >< R > 第一項の交付の請求に係る現価相当額の交付を受けたときは、< /R >< E > 当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする。< /E >

R-1: 基金は、第一項の交付の請求に係る現価相当額の交付を受ける
E-1: 基金は、当該交付金を原資として、当該中途脱退者に係る年金又は一時金を支給するものとする

=====
A137-18P4:

連合会は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付したときは、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。

< S > 連合会は、< /S >< R > 第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付したときは、< /R >< E > 当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる。< /E >

R-1: 連合会は、第一項の交付の請求に係る現価相当額を交付する
E-1: 連合会は、当該中途脱退者に係る年金及び一時金の支給に関する義務を免れる

=====
A137-22P2:

連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

< S > 連合会は、< /S >< R > 前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、< /R >< E > 厚生労働大臣の認可を受けなければならない。< /E >

R-1: 連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとする
E-1: 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない

=====
A141:

厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

< S > 厚生労働大臣は、< /S >< E > 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、< R > 必要があると認めるときは、< /R >< E > その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告

を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。＜/E＞

R-1: 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認める

E-1: 厚生労働大臣は、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴する

E-2: 厚生労働大臣は、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させる

E-3: 厚生労働大臣は、若しくは実地にその状況を検査させることができる

=====

A142:

厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

＜S＞ 厚生労働大臣は、＜/S＞＜R＞ 前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠っていると認めるときは、＜/R＞＜E＞ 期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。＜/E＞

R-1: 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴する

R-2: 厚生労働大臣は、又は質問する

R-3: 厚生労働大臣は、若しくは検査する

R-4: 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認める

R-5: 厚生労働大臣は、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認める

R-6: 厚生労働大臣は、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠っていると認める

E-1: 厚生労働大臣は、期間を定める、

E-2: 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる

=====

A142P2:

厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

＜S＞ 厚生労働大臣は、＜/S＞＜R＞ 基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、＜/R＞＜E＞ 期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。＜/E＞

- R-1: 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認める
E-1: 厚生労働大臣は、期間を定める
E-2: 厚生労働大臣は、当該基金又は連合会对し、その規約の変更を命ずることができる

=====

A142P4:

基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる。

< R > 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、< /R >< S > 厚生労働大臣は、< /S >< E > 同項の命令に係る役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる。< /E >

- R-1: 基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会が前項の命令に違反する
E-1: 厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を改任す
E-2: 厚生労働大臣は、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる

=====

C.2 埋め込み文の要件化テスト出力

A5-2:

この法律に規定する社会保険庁長官の権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

< S > この法律に規定する社会保険庁長官の権限の一部は、< /S >< E > 政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。< /E >

R-1: 権限を、この法律に規定する

E-1: その権限の一部は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる

=====

A5-2P2:

前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

< S > 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部は、< /S >< E > 政令の定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。< /E >

E-1: 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の全部又は一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる

=====

A5-3:

第十二条第一項及び第四項並びに第二百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

< S > 第十二条第一項及び第四項並びに第二百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務は、< /S >< E > 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。< /E >

R-1: 事務が、第十二条第一項及び第四項並びに第二百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる

E-1: その事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする

=====

A7:

次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

< S > 次の各号のいずれかに該当する者は、< /S >< E > 国民年金の被保険者とする。< /E >

R-1: 者が、次の各号のいずれかに該当する

E-1: その者は、国民年金の被保険者とする

=====
A17P2:

前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

< S > 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、< /S >< E > 政令で定める。< /E >

- R-1: 前項に規定するもののほか、
- R-2: 年金給付の額を計算する
- R-3: 端数を、生じる
- E-1: その端数の処理については、政令で定める

=====
A19:

年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

< R > 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、< /R >< S > その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、< /S >< E > 自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。< /E >

- R-1: 年金給付の受給権者が死亡する
- R-2: その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがある
- R-3: その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、
- R-4: ものが、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしている
- E-1: そのものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる

=====
A19P2:

前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、同項に規定する子とみなす。

< R > 前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であったときは、< /R >< S > その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった者の子は、< /S >< E > 同項に規定する子とみなす。< /E >

- R-1: 前項の場合において
- R-2: 死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であった
- R-3: その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給の要件となる、
- R-4: 者は、又はその額の加算の対象となっていた被保険者又は被保険者であった

E-1: その者の子は、同項に規定する子とみなす

=====

A19P3:

第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

< R > 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、< /R >< S > 同項に規定する者は、< /S >< E > 自己の名で、その年金を請求することができる。< /E >

R-1: 第一項の場合において

R-2: 、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していない

R-3: 者を、同項に規定する

E-1: その者は、自己の名で、その年金を請求することができる

=====

A19P4:

未支給の年金を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

< S > 未支給の年金を受けるべき者の順位は、< /S >< E > 第一項に規定する順序による。< /E >

R-1: 者が、未支給の年金を受けるべき

E-1: その者の順位は、第一項に規定する順序による

=====

A20P2:

前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

< S > 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、< /S >< E > 同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。< /E >

R-1: 年金給付を、前項の規定によりその支給を停止するものとされる

E-1: 同項の規定にかかわらず、

E-2: その年金給付の受給権者は、その支給の停止の解除を申請することができる

=====

A21:

乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

< R > 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止

すべき事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、 $\langle /R \rangle \langle S \rangle$ その支払われた乙年金は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 甲年金の内払とみなす。 $\langle /E \rangle$

- R-1: 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅する
- R-2: 又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき
- R-3: 乙年金の受給権が消滅する
- R-4: 又は乙年金の支給を停止すべき事由が生ずる日
- R-5: 月を、その日の属する
- R-6: その月の翌月以降の分として、乙年金の支払が行われる
- E-1: その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす

=====

A21P2:

年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。

$\langle R \rangle$ 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、 $\langle /R \rangle \langle S \rangle$ その支払われた年金は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。 $\langle /E \rangle$

- R-1: 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず
- R-2: その停止すべき期間の分として年金が支払われる
- R-3: 年金を、その支払われる
- E-1: その年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる

=====

A27-3:

受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

$\langle S \rangle$ 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率の改定については、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。 $\langle /E \rangle$

- R-1: 受給権者が六十五歳に達する日
- E-1: 前条の規定にかかわらず、
- E-2: その日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率の改定については、物価変動率を基準とする

=====

A28P4:

第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

$\langle S \rangle$ 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ 第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。 $\langle /E \rangle$

R-1: 老齢基礎年金を、第一項の申出をした者に支給する
E-1: 第二十七条の規定にかかわらず、
E-2: その老齢基礎年金の額は、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする

=====

A33-2P3:

第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額を改定する。

< S > 第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金については、< /S >< R > 子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、< /R >< E > その該当するに至った日の属する月の翌月から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額を改定する。< /E >

R-1: 障害基礎年金を、第一項の規定によりその額が加算される
R-2: その障害基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至る
R-3: 月を、その日の属する
E-1: その障害基礎年金については、その該当するに至る日
E-2: その障害基礎年金については、その月の翌月から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額を改定する

=====

A36-2P6:

第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、政令で定める。

< S > 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法は、< /S >< E > 政令で定める。< /E >

R-1: 額を、第一項第一号に規定する
E-1: その額の計算方法は、政令で定める

=====

A39:

妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率を乗じて得た額を加算した額とする。

< S > 妻に支給する遺族基礎年金の額は、< /S >< E > 前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率を乗じて得た額を加算した額とする。< /E >

R-1: 遺族基礎年金を、妻に支給する
E-1: 前条の規定にかかわらず、
E-2: 同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得する当時
E-3: その遺族基礎年金の額は、その当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当する
E-4: その遺族基礎年金の額は、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率を乗じて得た額を加算した額とする

=====
A40P2:

妻の有する遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によって消滅する。

< S > 妻の有する遺族基礎年金の受給権は、< /S >< E > 前項の規定によって消滅する。< /E >

R-1: 遺族基礎年金の受給権を、妻の有する

E-1: その遺族基礎年金の受給権は、前項の規定によって消滅する
=====

A40P3:

子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によって消滅する。

< S > 子の有する遺族基礎年金の受給権は、< /S >< E > 第一項の規定によって消滅する。< /E >

R-1: 遺族基礎年金の受給権を、子の有する

E-1: その遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によって消滅する
=====

A42P2:

前項の規定によって遺族基礎年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

< S > 前項の規定によって遺族基礎年金の支給を停止された子は、< /S >< E > いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。< /E >

R-1: 子を、前項の規定によって遺族基礎年金の支給を停止される

E-1: その子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる
=====

A49P3:

六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

< S > 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、< /S >< E > 第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。< /E >

R-1: 寡婦年金を、六十歳未満の妻に支給する

R-2: 月を、その日の属する

E-1: 第十八条第一項の規定にかかわらず、

E-2: 妻が六十歳に達する日

E-3: その寡婦年金は、その月の翌月から、その支給を始める
=====

A52-3P2:

死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。

< S > 死亡一時金を受けるべき者の順位は、< /S >< E > 前項に規定する順序による。< /E >

R-1: 者が、死亡一時金を受けるべき

E-1: その者の順位は、前項に規定する順序による

=====

A52-3P3:

死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなす。

< R > 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、< /R >< S > その一人のした請求は、< /S >< E > 全員のためその全額につきしたものとみなす。< /E >

R-1: 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある

E-1: その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなす

=====

A52-3P3:

死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

< R > 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、< /R >< S > その一人に対してした支給は、< /S >< E > 全員に対してしたものとみなす。< /E >

R-1: 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある

R-2: 支給を、その一人に対してする

E-1: その支給は、全員に対してしたものとみなす

=====

A52-4P2:

死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。

< R > 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の< /R >< S > 遺族に支給する死亡一時金の額は、< /S >< E > 前項の規定にかかわらず、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする。< /E >

R-1: 死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の

R-2: 死亡一時金を、遺族に支給する

E-1: 前項の規定にかかわらず、

E-2: その死亡一時金の額は、同項に定める額に八千五百円を加算した額とする

=====

A52-6:

第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第五十二条の二第一項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。

< S > 第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、< /S >< R > 第五十二条の二第一項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができるときは、< /R >< E > その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。< /E >

R-1: 者が、第五十二条の三の規定により死亡一時金の支給を受ける

R-2: その者が、第五十二条の二第一項に規定する者の死亡により寡婦年金を受けることができる

E-1: その者が、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給する

E-2: その者が、他は支給しない

=====

A69:

故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

< S > 故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、< /S >< E > これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。< /E >

R-1: 者を、故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせる

R-2: その者の当該障害については、障害基礎年金を、これを支給事由とする

E-1: その障害基礎年金は、支給しない

=====

A70:

故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

< R > 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、< /R >< S > これを支給事由とする給付は、< /S >< E > その全部又は一部を行わないことができる。< /E >

R-1: 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせる、

R-2: 又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、給付を、これを支給事由とする

E-1: その給付は、その全部又は一部を行わないことができる

=====

A77:

積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

< S > 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員は、< /S >< E > 積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。< /E >

R-1: 厚生労働省の職員が、積立金の運用に係る行政事務に従事する

E-1: 積立金の運用の目的に沿う

E-2: 慎重かつ細心の注意を払う

E-3: その厚生労働省の職員は、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない

=====

A87-2P3:

第一項の規定により保険料を納付する者となったものは、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

< S > 第一項の規定により保険料を納付する者となったものは、< /S >< E > いつでも、社会保険庁長官に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。< /E >

R-1: ものが、第一項の規定により保険料を納付する者となる

E-1: そのものは、いつでも、社会保険庁長官に申し出る

E-2: そのものは、その申出をする日

E-3: そのものは、その日の属する月の前月以後の各月に係る保険料につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる

=====

A89:

被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

< R > 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、< /R >< S > その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、< /S >< E > 既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。< /E >

R-1: 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至る

R-2: その該当するに至る日

R-3: その日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日

R-4: 保険料を、その日の属する月までの期間に係る

E-1: 既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除く

E-2: その保険料は、納付することを要しない

=====

A92-3:

次に掲げる者は、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行うことができる。

< S > 次に掲げる者は、< /S >< E > 被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行うことができる。< /E >

R-1: 者が、次に掲げる

E-1: その者は、被保険者の委託を受ける、

E-2: その者は、保険料の納付に関する事務を行うことができる

=====

A92-3P4:

第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

< S > 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、< /S >< R > その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、< /R >< E > あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。< /E >

R-1: 者が、第一項第二号の規定による指定を受ける

R-2: その者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとする

E-1: その者は、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない

=====

A92-5P4:

前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

< S > 前項の規定により立入検査を行う職員は、< /S >< E > その身分を示す証明書を携帯しなければならない。< /E >

R-1: 職員が、前項の規定により立入検査を行う

E-1: その職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない

=====

A93P2:

前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

< S > 前項の場合において前納すべき額は、< /S >< E > 当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。< /E >

R-1: 前項の場合において

R-2: 額が、前納すべき

E-1: その額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする

=====

A94:

被保険者又は被保険者であった者は、社会保険庁長官の承認を受け、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる。

< S > 被保険者又は被保険者であった者は、< /S >< E > 社会保険庁長官の承認を受け、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる。< /E >

R-1: 者は、被保険者又は被保険者であった

E-1: その者は、社会保険庁長官の承認を受ける

E-2: その者は、第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる

=====

A94P3:

第一項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。

< S > 第一項の場合において追納すべき額は、< /S >< E > 当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする。< /E >

R-1: 第一項の場合において

R-2: 額が、追納すべき

E-1: その額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政令で定める額を加算した額とする

=====

A94-3P2:

前項の場合において被保険者の総数及び被用者年金保険者に係る被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。

< S > 前項の場合において被保険者の総数及び被用者年金保険者に係る被保険者の総数は、< /S >< E > 第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。< /E >

R-1: 前項の場合において

R-2: 被保険者が、被保険者の総数及び被用者年金保険者に係る

E-1: 第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮する

E-2: これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする

=====

A96P3:

前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

< S > 前項の督促状により指定する期限は、< /S >< E > 督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。< /E >

- R-1: 期限を、前項の督促状により指定する
- E-1: その期限は、督促状を発する日
- E-2: その期限は、その日から起算して十日以上を経過する日
- E-3: その日でなければならない

=====

A96P6:

一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

< S > 一箇月の保険料の額に満たない端数は、< /S >< E > 納付義務者に交付するものとする。< /E >

- E-1: 一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする

=====

A97P2:

前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額による。

< R > 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、< /R >< S > その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、< /S >< E > その納付のあった徴収金額を控除した金額による。< /E >

- R-1: 前項の場合において
- R-2: 、徴収金額の一部につき納付があう
- R-3: 徴収金が、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる
- E-1: その徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除する金額による

=====

A101:

被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をする。

< S > 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、< /S >< E > 社会保険審査官に対して審査請求をする。< /E >

- R-1: 者が、被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある
- E-1: 社会保険審査官に対して審査請求をする

=====

A101P6:

共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、当該共済組合等に係る被用者年金各法の定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

< S > 共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は、< /S >< E > 当該共済組合等に係る被用者年金各法の定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。< /E >

R-1: 者が、共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある
E-1: その者は、当該共済組合等に係る被用者年金各法の定めるところにより、当該被用者年金各法に定める審査機関に審査請求をすることができる

=====

A101-2:

前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

< S > 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、< /S >< E > 当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。< /E >

E-1: 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でない
E-2: 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、提起することができない

=====

A106P2:

前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

< S > 前項の規定によって質問を行う当該職員は、< /S >< E > その身分を示す証票を携帯しなければならない。< /E >

R-1: 当該職員が、前項の規定によって質問を行う
E-1: その当該職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない

=====

A109:

同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。

< S > 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とするこれに類する団体で政令で定めるものは、< /S >< E > 当該構成員である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる。< /E >

R-1: ものを、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体その他被保険者を構成員とする

これに類する団体で政令で定める

E-1: そのものは、当該構成員である被保険者の委託を受ける

E-2: そのものは、当該被保険者に係る第十二条第一項の届出をすることができる

=====
A109P2:

前項に規定する団体は、同項に規定する委託を受けようとするときは、社会保険庁長官の認可を受けなければならない。

< S > 前項に規定する団体は、< /S >< R > 同項に規定する委託を受けようとするときは、< /R >< E > 社会保険庁長官の認可を受けなければならない。< /E >

R-1: 団体を、前項に規定する

R-2: その団体は、同項に規定する委託を受けようとする

E-1: その団体は、社会保険庁長官の認可を受けなければならない

=====
A111:

偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

< S > 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、< /S >< E > 三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。< /E >

R-1: 者が、偽りその他不正な手段により給付を受ける

E-1: その者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する

=====
A111-2:

解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなく、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

< R > 解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなく、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、< /R >< S > その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、< /S >< E > 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。< /E >

R-1: 国民年金基金国民年金基金連合会が、解散する国民年金基金又は

R-2: その国民年金基金国民年金基金連合会が、正当な理由がなく、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しない

R-3: その国民年金基金国民年金基金連合会が、者が、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をする

E-1: その者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する

=====
A112:

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

< S > 次の各号のいずれかに該当する者は、 < /S > < E > 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 < /E >

R-1: 者が、次の各号のいずれかに該当する

E-1: その者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する

=====

A118P2:

基金でない者は、国民年金基金という名称を用いてはならない。

< S > 基金でない者は、 < /S > < E > 国民年金基金という名称を用いてはならない。 < /E >

E-1: 基金でない者は、国民年金基金という名称を用いてはならない

=====

A119-4P2:

第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者は、基金が成立したときは、その成立の日に加入員の資格を取得するものとする。

< S > 第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者は、 < /S > < S > 基金が成立したときは、 < /S > < E > その成立の日に加入員の資格を取得するものとする。 < /E >

R-1: 者が、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出る

R-2: 基金が成立する

E-1: その者は、その成立の日に加入員の資格を取得するものとする

=====

A127P4:

加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

< S > 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、 < /S > < E > その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。 < /E >

R-1: 者が、加入員の資格を取得した月にその資格を喪失する

E-1: その者は、その資格を取得する日

E-2: その日にさかのぼる

E-3: その者は、加入員でなかったものとみなす

=====

A128P6:

銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務を受託することができ

る。

< S > 銀行その他の政令で定める金融機関は、< /S >< E > 他の法律の規定にかかわらず、前項の業務を受託することができる。< /E >

R-1: 金融機関を、銀行その他の政令で定める

E-1: 他の法律の規定にかかわらず、

E-2: 前項の業務を受託することができる

=====
A129:

基金が支給する年金は、少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、その者に支給されるものでなければならない。

< S > 基金が支給する年金は、< /S >< R > 少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得したときには、< /R >< E > その者に支給されるものでなければならない。< /E >

R-1: 年金を、基金が支給する

R-2: 少なくとも、当該基金の加入員であった者が老齢基礎年金の受給権を取得する

E-1: その者に支給されるものでなければならない

=====
A129P3:

基金が支給する一時金は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。

< S > 基金が支給する一時金は、< /S >< R > 少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡した場合において、< /R >< E > その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。< /E >

R-1: 一時金を、基金が支給する

R-2: その一時金は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であった者が死亡する

E-1: その一時金は、その遺族が死亡一時金を受ける

E-2: その遺族に支給されるものでなければならない

=====
A131:

老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、当該老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。

< S > 老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する年金は、< /S >< E > 当該老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。< /E >

R-1: 年金を、老齢基礎年金の受給権者に対し基金が支給する

E-1: 当該老齢基礎年金がその全額につき支給を停止されている

E-2: その支給を停止することができない

=====
A137P4:

解散した基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。

< S > 解散した基金の残余財産は、< /S >< E > 規約の定めるところにより、その解散した日において当該基金が年金の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。< /E >

R-1: 基金が、解散する

E-1: その基金の残余財産は、規約の定めるところにより、その解散する日

E-2: その基金の残余財産は、その日において当該基金が年金の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない

=====
A137-4P2:

連合会でない者は、国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。

< S > 連合会でない者は、< /S >< E > 国民年金基金連合会という名称を用いてはならない。< /E >

R-1: 者は、連合会でない

E-1: 国民年金基金連合会という名称を用いてはならない

=====
A137-7P3:

前条第五項の設立の同意を申し出た基金は、連合会が成立したときは、その成立の日に会員の資格を取得するものとする。

< S > 前条第五項の設立の同意を申し出た基金は、< /S >< R > 連合会が成立したときは、< /R >< E > その成立の日に会員の資格を取得するものとする。< /E >

R-1: 基金が、前条第五項の設立の同意を申し出る

R-2: 連合会が成立する

E-1: その成立の日に会員の資格を取得するものとする

=====
A30-2:

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であって、障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

< R > 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であって、障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程

度の障害の状態に該当するに至ったときは、 $\langle /R \rangle \langle S \rangle$ その者は、 $\langle /S \rangle \langle E \rangle$ その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる。 $\langle /E \rangle$

R-1: 疾病にかかる

R-2: 又は負傷する

R-3: かつ、当該傷病に係る初診日において前条第一項各号のいずれかに該当した者であって、

R-4: 障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後六十五歳に達する日

R-5: 障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、その日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至る

E-1: 障害認定日において同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、その期間内に同条第一項の障害基礎年金の支給を請求することができる

=====

A30-3:

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

$\langle R \rangle$ 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、 $\langle /R \rangle \langle E \rangle$ その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。 $\langle /E \rangle$

R-1: 疾病にかかる

R-2: 又は負傷する

R-3: かつ、その傷病に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であって、

R-4: ものが、基準傷病以外の傷病により障害の状態にある

R-5: そのものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日

R-6: そのものが、その日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至る

E-1: そのものが、その日の前日までの間において、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する

=====

A30-4:

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であった者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

$\langle R \rangle$ 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であった者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、 $\langle /R \rangle \langle E \rangle$ その者に障害基礎年金を支給する。 $\langle /E \rangle$

R-1: 疾病にかかる

- R-2: 又は負傷する
- R-3: 者は、その初診日において二十歳未満であった
- R-4: その者が、障害認定日以後に二十歳に達する
- R-5: その者が、二十歳に達する日において、
- R-6: その者が、障害認定日が二十歳に達する日
- R-7: その者が、その者が、その日後である
- R-8: その者が、その日において、その障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にある
- E-1: その者が、その日において、その障害認定日において、その者に障害基礎年金を支給する

=====

A34P4:

障害基礎年金の受給権者であって、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、当該傷病により障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したときは、その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

< S > 障害基礎年金の受給権者であって、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当したものが、< /S >< R > 当該傷病により障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したときは、< /R >< E > その者は、社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。< /E >

- R-1: 障害基礎年金の受給権者であって、
- R-2: 疾病にかかる
- R-3: 又は負傷する
- R-4: ものが、かつ、その傷病に係る当該初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当する
- R-5: そのものが、当該傷病により障害の状態にある
- R-6: そのものが、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日
- R-7: その日の前日までの間において、当該障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進する
- E-1: 社会保険庁長官に対し、その期間内に当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる

=====

A36-2P2:

前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。

< S > 前項第一号に規定する給付が、< /S >< R > その全額につき支給を停止されているときは、< /R >< E > 同項の規定を適用しない。< /E >

- R-1: 給付を、前項第一号に規定する
- R-2: その給付が、その全額につき支給を停止されている
- E-1: 同項の規定を適用しない

=====

A36-4P2:

前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかった場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月にさかのぼって、その支給を停止する。

< R > 前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかった場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えるときは、< /R >< S > 当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、前項に規定する期間に係るものは、< /S >< E > 当該被災者が損害を受けた月にさかのぼって、その支給を停止する。< /E >

R-1: 前項の規定により第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われない

R-2: 年を、当該被災者の当該損害を受ける

R-3: その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超える

R-4: 当該被災者に支給する第三十条の四の規定による障害基礎年金で、ものを、前項に規定する期間に係る

E-1: 当該被災者が損害を受けた月にさかのぼる

E-2: そのものは、その支給を停止する

=====

A87-2P4:

第一項の規定により保険料を納付する者となったものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、前項の申出をしたものとみなす。

< S > 第一項の規定により保険料を納付する者となったものが、< /S >< R > 同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となったときは、< /R >< E > その加入員となった日に、前項の申出をしたものとみなす。< /E >

R-1: ものが、第一項の規定により保険料を納付する者となる

R-2: そのものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しない

R-3: その納期限の日に、国民年金基金の加入員となる

E-1: その納期限の日に、その加入員となる日に、

E-2: その日に、前項の申出をしたものとみなす

=====

C.3 その他

A2:

国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

< S > 国民年金は、< /S >< E > 前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。< /E >

E-1: 国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする

=====

A3:

国民年金事業は、政府が、管掌する。

< S > 国民年金事業は、< /S >< E > 政府が、管掌する。< /E >

E-1: 国民年金事業は、政府が、管掌する

=====

A4:

この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

< S > この法律による年金の額は、< /S >< R > 国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、< /R >< E > 変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。< /E >

R-1: 国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生ずる

E-1: この法律による年金の額は、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない

=====

A16-2P2:

財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

< R > 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、< /R >< E > 政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。< /E >

R-1: 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められる

E-1: 政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする

=====

A18:

年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

< S > 年金給付の支給は、< /S >< E > これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。< /E >

- E-1: これを支給すべき事由が生ずる日
- E-2: 年金給付の支給は、その日の属する月の翌月から始める
- E-3: 権利が消滅する日
- E-4: 年金給付の支給は、その日の属する月で終るものとする

=====

A28P3:

申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。

< S > 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、< /S >< E > 第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあった日の属する月の翌月から始めるものとする。< /E >

- E-1: 第十八条第一項の規定にかかわらず、
- E-2: 当該申出のあう日
- E-3: 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、その日の属する月の翌月から始めるものとする

=====

A29:

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

< S > 老齢基礎年金の受給権は、< /S >< R > 受給権者が死亡したときは、< /R >< E > 消滅する。< /E >

- R-1: 受給権者が死亡する
- E-1: 老齢基礎年金の受給権は、消滅する

=====

A31:

障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。

< R > 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、< /R >< E > 前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。< /E >

- R-1: 障害基礎年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生ずる
- E-1: 前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する

=====
A43:

付加年金は、第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給する。

< S > 付加年金は、< /S >< R > 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、< /R >< E > その者に支給する。< /E >

R-1: 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得する

E-1: 付加年金は、その者に支給する

=====
A48:

付加年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

< S > 付加年金の受給権は、< /S >< R > 受給権者が死亡したときは、< /R >< E > 消滅する。< /E >

R-1: 受給権者が死亡する

E-1: 付加年金の受給権は、消滅する

=====
A90P2:

前項の規定による処分があったときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあった日にされたものとみなす。

< R > 前項の規定による処分があったときは、< /R >< S > 年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、< /S >< E > その処分は、当該申請のあった日にされたものとみなす。< /E >

R-1: 前項の規定による処分があう

E-1: 当該申請のあう日

E-2: その処分は、その日にされたものとみなす

=====
A94P2:

前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行う。

< R > 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、< /R >< S > 追納は、< /S >< E > 第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行う。< /E >

R-1: 前項の場合において

R-2: 、その一部につき追納をする

E-1: 第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行う